

4 - 2 - 5 アスファルト舗装工（抜粋）

6．受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規程に従わなければならない。

（10）受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ又はエンジンスプレーヤ~~等~~で均一に散布しなければならない。